医療法人岐阜勤労者医療協会 一般事業主行動計画に関する取り組み

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うとともに、女性職員の継続就業者が増えるよう、妊娠・出産・復職時における支援に取り組む、また女性の職業生活における活躍を推進する目的で、以下のように行動計画を策定し、実施あるいは実施予定である。

1.計画期間

2021年6月1日から2024年12月31日

2.内容

|目標1: 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

- ●労働者の月平均残業時間を20年度実績の6.5時間から5.0時間に減少させる
- ●有給休暇の取得率を20年度の73.0%から80.0%に引き上げる

取組内容

- 2022年1月 残業時間および有給休暇取得率の調査
- 2022年4月 非常勤職員の時間単位年休制度の導入検討開始
- 2023年1月 残業時間および有給休暇取得率の調査
- 2023年4月 非常勤職員の時間単位年休制度および失効年次有給休暇積立制度の設計を行う
- 2023年7月 非常勤職員の時間単位年休制度および失効年次有給休暇積立制度の職員への周知
- 2023年12月 残業時間および有給休暇取得率の調査
- 2024年4月 非常勤職員の時間単位年休の導入開始
- 2024年4月 失効年次有給休暇積立制度の導入開始

失効年次有給休暇積立制度:やむを得ない理由で取得できなった年次有給休暇の有効活用を図り、 社員の労働福祉を向上させることを目的とする。

非常勤職員の時間単位年休制度:職員の年次有給休暇の効率的取得促進と有効活用を目的とする。

n

目標2:継続就業・職場風土に関する事項

●利用可能な両立支援制度などに関して労働者・管理職への周知をおこなう

取組内容

- 2023年7月 育児・介護休業等に関する規定の改定とその周知
- 2023年7月 非常勤職員の時間単位年休制度および失効年次有給休暇積立制度の職員への周知
- 2024年4月 非常勤職員の時間単位年休の導入開始
- 2024年4月 失効年次有給休暇積立制度の導入開始

2024年2月27日 医療法人岐阜勤労者医療協会 理事長 松井 一樹